

○総務省令第六十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二十八日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

各 出 送

様式第 30 の 2 (第 9 条第 2 号関係)

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年 月 末現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名
法人番号

端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

[注 1・2 略]

3 「端末系伝送路設備を設置等する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内の V D S L 設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。ただし、当該電気通信事業者以外の他の電気通信事業者が当該端末系伝送路設備と自らの電気通信設備との接続（当該端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者が提供する卸電気通信役務の利用に係るものを除く。）をし当該端末系伝送路設備に係る料金その他の提供条件を定めて提供する卸電気通信役務を利用している場合（二以上の段階にわたって提供される当該卸電気通信役務を利用している場合を含む。）には、当該他の電気通信事業者の名称を記載すること。

[4～6 略]

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

各 出 送

様式第 30 の 2 (第 9 条第 2 号関係)

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年 月 末現在

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

事業者名
法人番号

端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

[注 1・2 同左]

3 「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内の V D S L 設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。

[4～6 同左]

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年 月 末現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名
法人番号

1 自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を除く。）

参考事項

2 一次MVNOに提供する回線数

事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

[注 1～3 略]

4 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

[5～9 略]

様式第 31 の 3（第 9 条第 2 号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年 月 末現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名
法人番号

1 自らが最終利用者に提供する回線数

回線数（電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を除く。）

参考事項

2 一次MVNOに提供する回線数

事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
合計				
参考事項				

[注 1～3 同左]

4 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第 49 条の 6 の 9 第 1 項第 1 号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

[5～9 同左]

様式第 31 の 3（第 9 条第 2 号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	全国BWAアクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～4 略]

5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

[6～8 略]

様式第31の4（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	地域BWAアクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～4 略]

5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

[6～8 略]

様式第31の5（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	全国BWAアクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～4 同左]

5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

[6～8 同左]

様式第31の4（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	地域BWAアクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～4 同左]

5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

[6～8 同左]

様式第31の5（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	公衆無線LANアクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～4 略]

5 衛星アクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第31の6で報告すること。

6 [略]

7 [略]

様式第31の6（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	衛星アクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～3 略]

4 外国籍の船舶又は航空機に設置される電気通信設備と接続されている端末系伝送路設備を用いて提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

5 [略]

6 [略]

様式第31の7（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	公衆無線LANアクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～4 同左]

[新設]

5 [同左]

6 [同左]

様式第31の6（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	衛星アクセスサービス
	事業者名 法人番号
回線数	
参考事項	

[注1～3 同左]

[新設]

4 [同左]

5 [同左]

様式第31の7（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年 月 月末現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名
法人番号

MNO		一次MVNO		(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務（同条第1号及び第2号チに掲げるものを除く。）の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

[注1～3 略]

4 他の電気通信事業者に対し提供する卸電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

5 卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて当該卸電気通信役務の回線に係る周波数と他の回線に係る周波数とを一体として提供するものであるときは、当該サービスの回線数は自らの回線数に含めないこと。

6～9 [略]

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

年 月 月末現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名
法人番号

MNO		一次MVNO		(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務（同条第1号及び第2号チに掲げるものを除く。）の回線数	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号			
合計						
参考事項						

[注1～3 同左]

[新設]

4 卸電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）が、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供するものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

5～8 [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の11重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。